

葉山町子ども・子育て会議条例等の一部を改正する条例

葉山町子ども・子育て会議条例（平成25年葉山町条例第10号）、葉山町教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例（平成27年葉山町条例第5号）及び葉山町保育所条例（昭和48年葉山町条例第10号）の一部を次のように改正する。

（別 紙）

令和6年2月13日提出

葉山町長 山 梨 崇 仁

提案理由

子ども・子育て支援法の改正に伴い、所要の改正を行うため提案するものです。

葉山町条例第 号

葉山町子ども・子育て会議条例等の一部を改正する条例

(葉山町子ども・子育て会議条例の一部改正)

第1条 葉山町子ども・子育て会議条例（平成25年葉山町条例第10号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第77条第1項」を「第72条第1項」に改める。

(葉山町教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例の一部改正)

第2条 葉山町教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例（平成27年葉山町条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第19条第1項第1号及び同項第2号」を「第19条第1号及び同条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

(葉山町保育所条例の一部改正)

第3条 葉山町保育所条例（昭和48年葉山町条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「第19条第1項第2号又は第3号」を「第19条第2号又は同条第3号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条例の概要

題名

葉山町子ども・子育て会議条例等の一部を改正する条例

1 趣旨

子ども・子育て支援法の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。

2 内容

子ども・子育て支援法の改正に伴い、次の条例で引用している条番号の条ずれ等が生じるため改めることとした。

- (1) 葉山町子ども・子育て会議条例
- (2) 葉山町教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例
- (3) 葉山町保育所条例

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

葉山町子ども・子育て会議条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○葉山町子ども・子育て会議条例 平成25年3月15日条例第10号 (設置) 第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号) <u>第72条第1項</u>の規定に基づき、葉山町子ども・子育て会議(以下「審議会」という。)を設置する。</p>	<p>○葉山町子ども・子育て会議条例 平成25年3月15日条例第10号 (設置) 第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号) <u>第77条第1項</u>の規定に基づき、葉山町子ども・子育て会議(以下「審議会」という。)を設置する。</p>

葉山町教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○葉山町教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例 平成27年3月18日条例第5号 (利用者負担額)</p>	<p>○葉山町教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例 平成27年3月18日条例第5号 (利用者負担額)</p>
<p>第2条 法第19条第1号及び同条第2号に該当する教育・保育給付認定子どもの利用者負担額は、零とする。</p>	<p>第2条 法第19条第1項第1号及び同項第2号に該当する教育・保育給付認定子どもの利用者負担額は、零とする。</p>
<p>2 法第19条第3号に該当する教育・保育給付認定子どもの利用者負担額は、月額61,400円を限度として規則で定める額とする。</p>	<p>2 法第19条第1項第3号に該当する教育・保育給付認定子どもの利用者負担額は、月額61,400円を限度として規則で定める額とする。</p>

葉山町保育所条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○葉山町保育所条例 昭和48年3月31日条例第10号 (入所児童)</p> <p>第3条 保育所に入所することのできる児童は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、第2号に規定する児童については、保育所の定員に余裕のある場合に限り、入所することができる。</p> <p>(1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。） 第19条第2号又は同条第3号に該当する児童</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか町長が入所を適当と認めた児童</p>	<p>○葉山町保育所条例 昭和48年3月31日条例第10号 (入所児童)</p> <p>第3条 保育所に入所することのできる児童は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、第2号に規定する児童については、保育所の定員に余裕のある場合に限り、入所することができる。</p> <p>(1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。） 第19条第1項第2号又は第3号に該当する児童</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか町長が入所を適当と認めた児童</p>